特別養護老人ホーム金澤備中入居契約書(三者契約)

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設

◇◆目次◆◇

第一章　総則
第 1 条(契約の目的)
第 2 条(施設サービス計画の決定・変更)
第 3 条(介護保険給付対象サービス)
第 4 条(介護保険給付対象外のサービス)
第 5 条(入居者等への説明)
第二章　サービスの利用と料金の支払い
第 6 条(サービス利用料金の支払い)
第 7 条(利用料金の変更)
第三章　事業者の義務等
第 8 条(事業者及びサービス従事者の義務)
第 9 条(守秘義務等)
第四章　契約者及び入居者の義務
第 10 条(入居者の施設利用上の注意義務等)
第五章　損害賠償(事業者の義務違反)
第 11 条(損害賠償責任)
第 12 条(損害賠償がなされない場合)
第 13 条(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)
第六章　契約の終了
第 14 条(契約の終了事由)
第 15 条(契約者からの中途解約等)
第 16 条(契約者からの契約解除)
第 17 条(事業者からの契約解除)
第 18 条(契約の終了に伴う援助)
第 19 条(契約者の入院に係る取り扱い)
第 20 条(居室の明け渡し一精算一)
第 21 条(残置物の引取等)
第 22 条(一時外泊)
第七章　その他
第 23 条(苦情処理)
第 24 条(預り金の管理)
第 25 条(協議事項)

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿(以下「契約者」という。)と社会福祉法人久楽会(以下「事業者」という。)は、

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿(以下「入居者」という。)がユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設特別養護老人ホーム金澤備中(以下施設」という。)における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受け、契約者がそれに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第一章　総　則

第 1 条(契約の目的)

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、入居者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として､入居者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第 3 条及び第 4 条に定める地域密着型介護福祉施設サービスを提供します。

2　事業者が入居者に対して実施する地域密着型介護福祉施設サービスの内容(ケアプランを含む)(以下「施設サービス計画」という。)は、「重要事項説明書」に定めるとおりとします。

3　入居者は､第 14 条に定める契約の終了事由がない限り､本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第 2 条(施設サービス計画の決定・変更)

事業者は、計画担当介護支援専門員に第 1 条第 2 項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2　施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、契約者に対して説明し、同意を得た上で決定します。

3　事業者は、必要に応じて計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。

4　事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第 3 条(介護保険給付対象サービス)

事業者は､介護保険給付対象サービスとして､施設において､入居者に対して､入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の介助、機能訓練、健康管理及び療養上の介助を提供するものとします。

2　前項の費用の額は「**重要事項説明書**」に記載したとおりとします。

第 4 条(介護保険給付対象外のサービス)

事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします.

①食事の提供
②居住の提供
③特別な食事の提供
④入居者に対する理美容サービス
⑤第 24 条に定める預り金管理サービス
⑥事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事の実施

2　前項のサービスの費用負担が必要なものについては、その利用料金は契約者等が負担するものとします。

3　第１項の費用の額は「**重要事項説明書**」に記載したとおりです。

4　事業者は第１項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて入居者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第 5 条(入居者等への説明)

事業者は、本契約に基づいて契約者に対して行うのと同様の内容の説明を、入居者に対しても行うよう努めるものとします。

2　契約者は、本契約に基づいて事業者から行われる説明及び報告等について、入居者の家族等へ適宜説明を行うよう努めるものとします。

第二章　サービスの利用と料金の支払い

第 6 条(サービス利用料金の支払い)

事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、入居者が介護サービス費として金沢市から給付を受ける額(以下、介護保険給付額という。)の限度において、入居者に代わって市町村から支払いを受けます。

2　入居者は、要介護度に応じて第 3 条に定めるサービスを受け、契約者は**「重要事項説明書」別紙**に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分:通常はサービス利用料金の１割又は２割)を事業者に支払うものとします。但し、入居者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、契約者はサービス利用料金をいったん支払うものとします。(要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。)

3　第 4 条に定めるサービスについては、契約者は、**「重要事項説明書」別紙**に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。

4　前項の他、契約者は入居者の日常生活上必要となる諸費用実費(おむつ代を除く)を事業者に支払うものとします。

5　第 3 条及び第 4 条に定めるサービス利用料金は１か月ごとに計算し、契約者はこれを**重要事項説明書６．(4)**に定める方法で支払うものとします。

6　１か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第 7 条(利用料金の変更)

前条第１項及び第２項に定めるサービス利用料金について、入居者の要介護状態の区分に変更があった場合は「**重要事項説明書**」**別紙**に記載された額に変更することとします。

２　入居者の経済的事情の変化により、負担額認定等に変更があった場合は、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとします。

３　経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、事業者は当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

４　前条第１項及び第２項に定めるサービス利用料金について、介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。

５　前４項の変更があった場合は、契約者に事前に通知するものとします。

６　契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章　事業者の義務等

第 8 条(事業者及びサービス従事者の義務)

事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

２　事業者は入居者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、入居者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。

３　事業者及びサービス従事者は、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わないものとします。

４　事業者は、入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。

５　事業者は、入居者の心身の状況等を適宜、契約者に報告するとともに、要介護認定の更新等により、入居者の要介護度が変更された場合には、速やかに契約者に通知することとします。

６　事業者は、入居者に対する指定地域密着型介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それをサービス提供終了後５年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第 9 条(守秘義務等)

事業者、サービス従事者又は従業員は、指定地域密着型介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た入居者又は契約者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

２　事業者は、入居者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に入居者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

３　事業者は、第 18 条に定める入居者の円滑な退居のための援助を行う場合に、入居者に

関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得るものとします。

第四章　契約者及び入居者の義務

第 10 条(入居者の施設利用上の注意義務等)

入居者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

２　契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が入居者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、入居者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

３　契約者は、入居者が施設の設備等について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

４　入居者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章　損害賠償(事業者の義務違反)

第 11 条(損害賠償責任)

事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責めに帰すべき事由により契約者又は利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 9 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者又は入居者に過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り､損害賠償額を減じることができるものとします。

２　事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 12 条(損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

①契約者が、契約締結時に入居者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

②契約者が、入居者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

③入居者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

④契約者及び入居者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第 13 条(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責めに帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、入居者に対して既に実施したサービスを除いて、契約者に対して所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章　契約の終了

第 14 条(契約の終了事由)

入居者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

①入居者が死亡した場合

②要介護認定により入居者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合

③事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合

④施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

⑤施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑥第 15 条から第 17 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第 15 条(契約者からの中途解約等)

契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 30 日前までに事業者に通知するものとします。

2　契約者は、第 7 条第 6 項の場合及び入居者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。

3　契約者が第 1 項の通知を行わずに、入居者が居室から退居した場合には、事業者は契約者の解約の意思を確認するものとします。

4　前項において、契約者が解約の意思を表明した場合、その意思を表した日をもって、本契約は解約されたものとします。

5　第 6 条第 6 項の規定は、本条に準用されます。

第 16 条(契約者からの契約解除)

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

①事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合

②事業者もしくはサービス従事者が第 9 条に定める守秘義務に違反した場合

③事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者及び入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

④他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れが

ある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 17 条(事業者からの契約解除)

事業者は、契約者又は入居者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

①契約者が、契約締結時に入居者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

②契約者による、第 6 条第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが 2 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

③入居者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

④入居者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合

⑤入居者が介護老人保健施設に入居した場合もしくは介護療養型医療施設に入居した場合

第 18 条(契約の終了に伴う援助)

本契約が終了し、入居者が施設を退居する場合には、契約者の希望により、事業者は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。

①適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介

②居宅介護支援事業者の紹介

③その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

第 19 条(入居者の入院に係る取り扱い)

入居者が病院又は診療所に入院した場合、３か月以内に退院すれば、退院後も再び施設に入居できるものとします。

２　入居者が病院又は診療所に入院した場合、契約者は「**重要事項説明書**」**別紙**に定める利用料金を事業者に支払うものとします。

第 20 条(居室の明け渡し－精算－)

第 14 条により本契約が終了する場合において、契約者は、入居者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 10 条第 3 項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を履行した上で、入居者の居室を明け渡すものとします。

２　契約者は、契約終了日までに入居者の居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金を事業者に対し支払うものとします。

３　契約者が第 18 条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで入居者の居室

を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。
４　第１項の場合に、１か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第６条第６項を準用します。

第 21 条(残置物の引取等)

契約者は、本契約が終了した後、入居者の残置物(高価品を除く)がある場合には、その残置物を引き取ることを承諾するものとします。
２　事業者は、本契約が終了した後、契約者にその旨連絡するものとします。
３　契約者は、前項の連絡を受けた後２週間以内に入居者の残置物を引き取るものとします。但し、契約者は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者にその旨連絡するものとします。
４　事業者は、前項但し書きの場合を除いて契約者が引取に必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を契約者に引き渡すものとします。但し、その引き渡しに係る費用は契約者の負担とします。
５　事業者は、前項による残置物引き渡し方法においても、その残置物引き渡しが困難な場合は､自己の費用で入居者の残置物を処分できるものとします｡その費用については、入居者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

第 22 条(一時外泊)

入居者は、事業者の同意を得た上で、「**重要事項説明書**」**別紙**に定める期間を限度として、外泊することができるものとします。この場合、契約者は外泊開始日の７日前までに事業者に届け出るものとします。
２　前項に定める外泊期間中において、契約者は「**重要事項説明書**」**別紙**に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分)を事業者に支払うものとします。

第七章　その他

第 23 条(苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する契約者又は入居者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 24 条(預り金の管理)

入居者の預り金管理については、別に定める「入居者の預り金管理に関する規程」に基づいて取扱うものとします。

第 25 条(協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

契　約　書

上記の契約を証するため、本書２通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各１通を保有するものとします。

事業者　住所　金沢市利屋町は 64 番地 1
名称　社会福祉法人　久楽会
ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム金澤備中
代表者　理事長　新谷　博範

令和　　年　　月　　日

契約者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入居者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

緊急連絡先			
氏　　名	続柄	電話番号	住　　所

【利用料金支払い者】氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　本人　　介護者：続柄＿＿＿＿）
支払方法　①現金　②自動引き落とし　③振込